



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 959 平成20年度第2・3次自衛官募集 (市町村課)
- 960 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防保安課)
- 961 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 962 生活保護法による医療機関の指定(")
- 963 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会課)
- 964 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更 (")
- 965 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
- 966 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (")
- 967 所在不明貸金業者 (商工観光労働総務課)
- 968 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
- 969 大規模小売店舗の変更の届出 (")
- 970 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課)
- 971 " (")
- 972 道路の区域変更 (道路保全課)
- 973 新道路の供用開始等 (")
- 974 道路の区域変更 (")
- 975 新道路の供用開始等 (")

○ 人事委員会告示

- 8 平成20年度第1回和歌山県育休任期付職員採用試験の実施

告 示

和歌山県告示第959号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条及び第118条の規定により、自衛官の平成20年度第2・3次募集について、次のとおり告示する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 募集種目及び採用時期
- (1) 募集種目
- 2等陸・海・空士

(2) 採用予定時期

- ア 10月要員(男子) 平成20年10月下旬頃
*採用枠の関係上、実施しない場合がある。
- イ 3・4月要員(男子・女子) 平成21年3月下旬から4月上旬頃

2 受付期間

- (1) 10月要員(男子)
平成20年9月5日(金)まで
- (2) 3・4月要員(男子)
それぞれ試験期日の前日まで
- (3) 3・4月要員(女子)
平成20年8月1日(金)から平成20年9月10日(水)まで

3 応募資格

- 日本国籍を有し、男子については採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者、女子については平成21年4月1日現在、18歳以上27歳未満の者で、男子女子ともに次のいずれにも該当しない者
- (1) 成年被後见人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 志願手続

- (1) 志願書類の請求
県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部若しくは同地域事務(募集案内)所に請求すること。(別表参照)
- (2) 提出書類及び提出先
志願者は、2等陸・海・空士志願票(2通)及び受験票を前号の機関へ提出又は郵送すること。
- (3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した第1号の機関に連絡すること。

5 試験期日、試験種目及び試験場

- (1) 10月要員(男子)

試験期日	試験場	試験種目

平成20年9月6日 (土)	和歌山市	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査
------------------	------	--

*試験日時、会場等の細部は、受付時に知らせる。

(2) 3・4月要員(男子)

試験期日	試験場	試験種目
平成20年9月19日 (金)	和歌山市	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査
平成20年9月25日 (木)	田辺市	
平成20年9月27日 (土)	和歌山市	
平成20年9月30日 (火)	新宮市	

*試験日時、会場等の細部は、受付時に知らせる。

(3) 3・4月要員(女子)

試験期日	試験場	試験種目
平成20年9月28日 (日)	陸上自衛隊信太山駐屯地(大阪府和泉市)	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査

*試験日時、会場等の細部は、受付時に知らせる。

6 合格発表

- (1) 仮合格選抜基準に達した者には、仮合格通知書を送付する。
- (2) 不合格者には通知しない。
- (3) 10月要員(男子)及び3・4月要員(男子)について、仮合格者は、仮合格者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。
なお、通知時期については、試験時に知らせる。
- (4) 3・4月要員(女子)について、仮合格者は、平成20年11月14日(金)に自衛隊和歌山地方協力本部において掲示するとともに、採用予定通知書を送付する。

7 その他

- (1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。
- (2) 入隊時に再度身体検査を行うが、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。
なお、併せて薬物検査を実施する。

別表

名称	所在地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港1丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇1丁目3-2 KK6ビル3F	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町5丁目1番2号 新橋ビル2F	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1F	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0061 田辺市上の山1丁目15番25-301	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0044 新宮市神倉3丁目1-1 磐盾ビル2F	0735-21-3449

和歌山県告示第960号

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「危険物取扱者保安講習」という。)を、和歌山県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 講習の種類
消防法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習
- 2 講習の日時及び場所
講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

会場区分	講習種別	講習日	講習時間	講習場所	
				会場名	所在地
有田第1	1	平成20年10月1日	午前9時30分から	有田市文化福祉センター	有田市箕島27番地
有田第2	2	平成20年10月1日	午後1時30分から	同上	同上
有田第3	3	平成20年10月2日	午前9時30分から	同上	同上
田辺第1	1	平成20年10月6日	午前9時30分から	田辺地域職業訓練センター	田辺市中屋敷24番地

田辺第2	3	平成20年10月6日	午後1時30分から	同上	同上
那智勝浦第1	1	平成20年10月7日	午前9時30分から	那智勝浦町体育文化会館	那智勝浦町天満441番地
那智勝浦第2	3	平成20年10月7日	午後1時30分から	同上	同上
和歌山第1	1	平成20年10月15日	午前9時30分から	県民文化会館小ホール	和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山第2	2	平成20年10月15日	午後1時30分から	同上	同上
和歌山第3	3	平成20年10月16日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山第4	1	平成20年10月16日	午後1時30分から	同上	同上
和歌山第5	2	平成20年10月17日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山第6	3	平成20年10月17日	午後1時30分から	同上	同上

(注) 講習種別の番号は、次の区分による。

- 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙4,700円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、平成20年9月9日（火）から同月11日（木）までの間に和歌山県危険物安全協会又は各振興局総務企画室（海草振興局を除く。）において受け付ける。

5 受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項に規定する危険物取扱者

6 講習科目及び時間

- 危険物関係法令に関する事項 1時間
- 危険物の火災予防に関する事項 2時間

7 その他詳細については、和歌山県危険物安全協会及び消防保安課に問い合わせること。

和歌山県告示第961号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
新医77-14	医療法人淳風会 熊野路クリニック	新宮市下田1丁目1番24号	平成20.5.31

和歌山県告示第962号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
新医84-20	医療法人淳風会 熊野路クリニック	新宮市緑ヶ丘2丁目1番20号	平成20.6.2

和歌山県告示第963号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃

止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3062390046	財団法人新宮病院	新宮市仲之町2丁目1番地の15	伊藤忠志	新宮病院訪問看護ステーション	新宮市仲之町2-1-15	訪問看護・介護予防訪問看護	平成20.4.30
3071500270	中紀河南タクシー株式会社	御坊市塩屋町北塩屋1400-6	高垣太郎	かいてき有田在宅介護支援事業所	有田市野480	居宅介護支援	平成20.4.30
3072300266	株式会社クリスタルタクシー	新宮市船町3丁目2番地の6	稲澤日出夫	株式会社クリスタルタクシー新宮営業所	新宮市船町3丁目2番地の6	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.5.31
3070105337	株式会社大黒ヘルスケアサービス	和歌山市手平3-8-43	堀井孝一	株式会社大黒ヘルスケアサービス紀三井寺店	和歌山市紀三井寺840-39	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成20.5.31
3070104686	有限会社紀絵の里	和歌山市平尾350番地の1	神谷将紀	ヘルパーステーションひめりんご	和歌山市平尾350番地の1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.6.1
3011610148	医療法人たちばな会	有田郡有田川町小島278番地1	西岡平	西岡病院	有田郡有田川町小島278番地1	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成20.6.1

和歌山県告示第964号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

ヘルパーステーションあおぞら（訪問介護・介護予防訪問介護）	御坊市蘭27-3	御坊市湯川町財部726-9	平成20.6.1
ほっとケアマネステーション（居宅介護支援）	有田郡湯浅町湯浅1659-14	有田郡湯浅町栖原55番地10	平成20.6.2
ニチイケアセンターのぶとき（訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護支援）	和歌山市二筋目11番地	和歌山市次郎丸80-3	平成20.6.16

事業所の名称 （変更があったサービスの種類）	事業所の所在地		変更年月日
	新	旧	
きびデイサービスセンター（通所介護・介護予防通所介護）	有田郡有田川町小島15番地	有田郡有田川町小島13番地	平成20.4.1
ヘルパーステーション未来（訪問介護・介護予防訪問介護）	和歌山市東高松4丁目4-36	和歌山市吹上4丁目3番8号	平成20.6.1

和歌山県告示第965号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日

3010100117	ほほえみ介護サービス	和歌山市鳴神1204-2 アルコパレーノ	居宅介護 重度訪問介護	株式会社イワタ	紀の川市桃山町調月52 3-2	平成 20.3.31
3010100877	シルバーネスト友	和歌山市手平1丁目7-2 7	重度障害者等包括 支援	株式会社シルバーネ スト	和歌山市秋葉町43-5	平成 20.3.31
301400136	ヘルパーステーショ ン下津	海南市下津町方498-25	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人紀三福 社会	和歌山市紀三井寺560- 2	平成 20.3.31
3011000167	橋本市社会福祉協議 会高野口事業所	橋本市高野口町名倉10 28番地1	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人橋本市 社会福祉協議会	橋本市東家1丁目3番8 号	平成 20.3.31
3011600099	ヘルパーステーショ ンあいぼ	有田郡湯浅町湯浅169 0-1	居宅介護 重度訪問介護	有限会社あいぼ	有田郡湯浅町湯浅169 0-1	平成 20.2.29

和歌山県告示第966号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番号	事業所の名称	障害福祉 サービスの 種類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
3010100752	和歌山ケアマネ ジャーの会訪問介 護事業部カーム	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	和歌山市吹上2丁目2-32 東洋ビル1階	和歌山市舟津町3丁目32-3 パレロワイヤル舟津1階	平成 20.4.15
3010120073	ニチイケアセンタ ーのぶとき	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	和歌山市次郎丸80-3 パー クハウスJ-2 1階	和歌山市二筋目11	平成 20.6.16
3012000067	ヘルパーステーシ ョンあおぞら	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	御坊市湯川町財部726-9	御坊市藪27-3	平成 20.6.1

和歌山県告示第967号

次の貸金業者の営業所の所在地が確知できないので、当該貸金業者は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工観光労働総務課まで申し出てください。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がない場合は、貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の6第1項の規定により、その登録を取り消すことがあります。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 商号又は名称 CS1
- 2 氏名 岡誠一
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 田辺市湊1077番地
第2大光ビル1階
- 4 登録番号 和歌山県知事(N1)第01414号
- 5 登録年月日 平成18年3月17日

和歌山県告示第968号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により

公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ケーズデンキ紀ノ川パワフル館
和歌山市狐島588-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 井川留雄
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名

称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 井川留雄
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年3月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,171㎡
- 6 駐車場の収容台数
181台
- 7 駐輪場の収容台数
86台
- 8 荷さばき施設の面積
135㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
99㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時30分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成20年6月20日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課
(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課
(和歌山市七番丁23番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第969号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように

提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ箕島店
有田市新堂字弁天10-3
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トコリ 代表取締役 田中利一郎
有田市箕島51番地
- 3 変更した事項
(1)大規模小売店舗の設置を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社トコリ 代表取締役 田中利典
(変更後)株式会社トコリ 代表取締役 田中利一郎
(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
(変更後)株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
- 4 変更年月日
3の(1) 平成19年11月30日
3の(2) 平成20年5月15日
- 5 変更した理由
大規模小売店舗の設置者及び小売業者の代表取締役の変更のため
- 6 届出年月日
平成20年6月2日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課
(和歌山市小松原通一丁目1番地)
有田市経済建設部商工観光課(有田市箕島50番地)
和歌山県有田振興局産業振興部産業総務課(有田郡湯浅町湯浅2344-1)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年7月11日から平成20年11月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第970号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、告示する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡高野町大字高野山字弁天山下7の5・字護摩壇10の5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 3 解除の理由 道路用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第971号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡高野町大字高野山字弁天山下7の5・字護摩壇10の5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第972号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町玉置口字湯谷203番3地先から同市熊野川町玉置口字上ミ地198番13地先まで	旧	4.60 } 33.00	2,984.00	田戸隧道 L=838.96
同上	新	4.60 } 33.00	2,984.00	同上
同上	新	9.50 } 90.00	2,247.00	奥瀨トンネル L=2,029.00 湯谷1号橋 L=42.00 湯谷2号橋 L=81.00

和歌山県告示第973号

平成20年和歌山県告示第972号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年7月12日16時から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第974号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町九重字和田27番1地先から同市熊野川町四滝字前通388番地先まで	旧	4.50 } 30.00	1,281.52	四滝橋 L=11.90
同上	新	4.50 } 30.00	1,281.52	同上
同上	新	9.80 } 38.00	1,341.37	四滝トンネル L=1,212.00 四滝谷川橋 L=15.60

和歌山県告示第975号

平成20年和歌山県告示第974号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年7月12日18時から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年7月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第8号

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定による任期を定めた職員(要綱において「育休任期付職員」という。)の採用試験を、Ⅲ種相当試験として、次の要綱により実施する。

平成20年7月11日

和歌山県人事委員会事務局長 増井良造

平成20年度第1回和歌山県育休任期付職員採用試験

（Ⅲ種相当）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務・和歌山	3人程度	知事部局における税務等に関する業務（2人程度） 教育委員会事務局における総務関係等に関する業務（1人程度）
一般事務・紀中	1人程度	食品衛生・薬事等に関する業務
一般事務・西牟婁	1人程度	森林組合等団体への指導等の業務
一般事務・東牟婁	1人程度	食品衛生・薬事等に関する業務
林業・紀北	1人程度	林業振興、森林保護及び病虫害防除等に関する業務
林業・西牟婁	1人程度	森林・林業に関する試験業務

この表の試験区分のうち「和歌山」、「紀北」、「紀中」、「西牟婁」及び「東牟婁」の勤務地は、次表のとおりとする。

勤務地区分表

区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
紀中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡
東牟婁	新宮市、東牟婁郡

採用予定人員、主な職務内容及び勤務地は、職員の育児休業の取得状況により変更する場合がある。

2 受験資格

- (1) 平成2年4月1日までに生まれた人
- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。
 - ア 日本国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

	試験の方法	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験（択一式）	100点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（20題）	1時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査（判定は、第2次試験で行う。）	
第2次試験	面接試験	140点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度で行う。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	平成20年8月23日（土）午後1時	和歌山市田辺市	平成20年8月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成20年9月上旬	和歌山市	平成20年9月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
- 各振興局総務企画室
- 海草振興局建設部海南工事事務所
- 東牟婁振興局串本建設部総務管理課

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成20年7月28日（月）から受付を開始し、平成20年8月8日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成20年7月22日（火）午前10時から平成20年8月1日（金）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に顔写真をはること。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、育児休業取得者が生じる場合に、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が順次決定される。採用は、おおむね平成20年10月から開始される予定であり、任期は、おおむね8か月以上で職員の育児休業期間が限度である。

なお、職員の育児休業の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

試験区分	初任給	適用給料表
Ⅲ種相当(林業・西牟婁除く)	144,500円	行政職給料表
Ⅲ種相当(林業・西牟婁)	145,200円	研究職給料表

ただし、平成20年度は特例措置により1%減額されている。

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の翌日から1月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点とを合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。